

輪島市監査公表第55号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年2月2日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年1月25日（水）教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「マリンタウン競技場」や「サン・アリーナ」などの体育施設は、県内外から集客し毎年恒例の大きなスポーツ大会などを実施しているが、一部の施設が公式試合に対応出来ない規格であると伺った。又、宿泊施設整備の遅れや他のイベントとの日程調整の難しさなど様々な課題を抱え、集客対応が万全でないとのことである。こうした現状は輪島市の観光にとってもマイナス要因であることから、市民の英知を集めて何らかの打開策を模索すべきと思われる。

○多くの公民館の現場では、事務消耗品費、修繕費の予算が少なからず窮遇している状況を鑑みるに、「公民館管理費」については現場の状況を把握し必要に応じた予算要求を執行するようお願いしたい。また、公民館長の処遇改善などについても、今後の課題として取り組んでいただきたい。

○「子ども長期自然体験村事業」については、長年にわたり、市内、県内、首都圏の子ども達の共同生活を通じて交流を深め、「心の教育」の推進を図るものであり、大変意義のある事業と評価する。近年の参加者の減少や指導者の確保の困難など様々な課題はあるが、今後も職員一丸となって継続的に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。